○文部科学省告示第八十号

重要無形文化財能シテ方の保持者三川泉（平成十五年文部科学省告示第百二十四号）は、平成二十八年二月十三日死亡し、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月五日

文部科学大臣　馳　浩

○農林水産省告示第九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市厳美町字横森一三八の二・一三八の五・一三八の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三八の三、一三八の八から一三八の二〇まで、一三八の二二から一三八の三二まで、一三八の三四から一三八の五六まで、一三八の五八から一三八の七二まで、一三八の七四から一三八の八六まで、一三八の八八から一三八の九〇まで、一三八の九二から一三八の一〇一まで、一三八の一〇三、一三八の一〇五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県奥州市衣川区大原山三〇の一一・三〇の一三・三〇の一四・三〇の一八から三〇の二〇まで・三一の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇の一から三〇の五まで、三〇の一二、三〇の一五から三〇の一七まで、三〇の二一から三〇の二三まで、三一の二から三一の五まで、三一の七から三一の一六まで、三一の一八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市藤沢町黄海字上中山一〇二の一（次の図に示す部分に限る。）、六六の三、六六の四、六六の七、六六の九、室根町折壁字室根山一の一・一の一〇五・一の二二〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一六八、一の一七〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県西磐井郡平泉町平泉字北沢一二二の二、一二二の一九、一二二の二九から一二二の三一まで、一二二の三三、一二二の三四、一二二の三六、一二二の四一

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県西磐井郡平泉町平泉字長倉二四の一、二七の一、四二の一、四二の二、七五の一から七五の七まで、七五の九、七五の一一、七五の一三、七五の一八、七五の一九

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び平泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県三島市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び三島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十八年四月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

滋賀県甲賀市信楽町中野字北垣外二九八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）